

国自旅第245号
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）により、自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されることに伴い、自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価について、必要に応じて、各地方公共団体主宰による運営協議会等においてアルコール検知器の購入費用の転嫁のための変更の協議がなされるものであるが、当該費用の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、下記のとおり取り扱うこととしたので、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 基本的な考え方

自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認は、輸送の安全及び旅客の利便の確保の観点から重要であるところ、かかる義務を適切に履行するためには、各実施主体において必要十分な数のアルコール検知器を購入・用意する必要があることから、その確実な実施を期するため、アルコール検知器の購入費用について自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価への円滑かつ適正な転嫁を図る必要がある。

2. 自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

アルコール検知器の購入費用を単純に自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価に転嫁する場合（現行の対価にアルコール検知器購入費用相当分を単純に上乗せする場合等（注））については、運営協議会等における協議の手続きを書面等による協議に簡略化できることとする。

運営協議会等を主宰する各地方公共団体の事務局から相談、問い合わせ等があった

場合には、その旨を説明するなどにより周知を図ることとする。

(注) 現行の対価にアルコール検知器の購入費用相当分を単純に上乗せする場合については、以下の算定式により算出することが基本となるが、各運行の実態等を踏まえ合理的な調整を行うことは差し支えない。

現行の対価 + (A / B)

A: 1年当たりアルコール検知器の購入費用
= アルコール検知器の単価 × 購入数 / 耐用年数

B: 1年当たり平均利用者数

(参考事例)

① 現行の対価400円、1年当たり平均利用者数5,000名の運行を行う実施主体において、10,000円のアルコール検知器(耐用年数2年)を20個購入した場合

$$400 + (100,000 / 5,000) = 420 \rightarrow 420\text{円に変更}$$

② 現行の対価300円、1年当たり平均利用者数2500名の運行を行う実施主体において、4,000円のアルコール検知器(耐用年数1年)を10個購入した場合

$$300 + (40,000 / 2500) = 316 \rightarrow 320\text{円に変更}$$

③ 現行の対価200円、1年当たり平均利用者数800名の運行を行う実施主体において、3,000円のアルコール検知器(耐用年数1年)を6個購入した場合

$$200 + (18,000 / 800) = 222.5 \rightarrow 230\text{円に変更}$$